

390. 低圧電路②と高圧電路の過電流遮断器の動作特性

③ 過負荷保護装置と短絡保護専用遮断器または短絡保護専用ヒューズを組み合わせた装置
・過電流遮断器として低圧電路に施設する過負荷保護装置と短絡保護専用遮断器または短絡保護専用ヒューズを組み合わせた装置は、施設箇所が電動機のみに供給する低圧の分岐回路に限られており、下記のような構造および性能を満足する物でなければならない。過負荷保護に電磁開閉器(=過負荷保護装置)、短絡保護に配線用遮断器(=短絡保護専用遮断器)またはヒューズ(=短絡保護専用ヒューズ)とする事が多い

④ 過負荷保護装置は、次の動作特性を満足する事：・電動機が焼損する恐れが有る過電流を生じた場合に、自動的に遮断する事。電気用品安全法の適用を受ける電磁開閉器または日本工業規格 JIS C 8201-4-1 (2010) に適合する物である事

⑤ 短絡保護専用遮断器は、次の動作特性を満足する事：・過負荷保護装置が短絡電流によって焼損する前に、当該短絡電流を遮断する能力を有する事。定格電流の1倍の電流で自動的に動作しない事。整定電流は定格電流の13倍以下である事。整定電流の1.2倍の電流で0.2秒以内に自動的に動作する事

⑥ 短絡保護専用ヒューズは、次の動作特性を満足する事：・過電流保護装置が短絡電流によって焼損する前に、当該短絡電流を遮断する能力を有する事。短絡保護専用ヒューズの定格電流は、過負荷保護装置の整定電流の値(その値が短絡保護専用ヒューズの標準定格に該当しない場合は、その値の直近上位の標準定格)以下である事。定格電流の1.3倍の電流に耐える事。整定電流の10倍の電流で20秒以内に溶断する事 ⑦ 過負荷保護装置と短絡保護専用遮断器または短絡保護専用ヒューズは、専用の一つの箱の中に収める事

＜高圧電路の過電流遮断器の動作特性＞

① 包装ヒューズ：過電流遮断器として高圧電路に施設するヒューズのうち、電力用ヒューズに代表される包装ヒューズ(ヒューズ以外の過電流遮断器と組み合わせて一つの過電流遮断器として使用するものを除く)は、定格電流の1.3倍の電流に耐え、かつ2倍の電流で120分以内に溶断する物、または日本工業規格 JIS C 4604 (1988) に適合する高圧限流ヒューズでなければならない

② 非包装ヒューズ：過電流遮断器として高圧電路に施設するヒューズのうち、プライマリーカットアウト内に施設して使用されるヒューズに代表される物で、定格電流の1.25倍の電流に耐え、かつ2倍の電流で2分以内に溶断する物でなければならない

